

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-⑥)

政策分野名 【施策名】	担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
政策の概要 【施策の概要】	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し、経営継承や新規就農、人材の育成・確保等、次世代型の農業支援サービスの定着、多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進、収入保険制度の着実な推進等
政策に係る内閣の重要政策 【施策に係る内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(1)(2)(4) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)第1 5 (1) ⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) III 政策の展開方向 3 ・第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定、令和5年12月26日一部変更閣議決定) ・農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定、令和5年6月16日改訂) ・経済財政運営と改革の基本方針(令和5年6月16日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)

施策(1)		認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し										
目標①【達成すべき目標】		担い手(注)への重点的な支援の実施										
測定指標	ア 農業経営体のうち認定農業者の割合		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
		実績値		21.7%	22.1%	22.8%	23.7%					
	達成度合い		(A: 102.8%)	(A: 101.8%)	(A: 102.2%)	(A: 103.5%)	(:)					
年度ごとの目標値		20.1%	21.1%	21.7%	22.3%	22.9%	23.5%	24.0%	A	S↑－直		
把握の方法		出典:「農林業センサス」(農林水産省統計部)・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部)・「認定農業者の認定状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「認定農業者数」が占める割合										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												
目標②【達成すべき目標】		農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化										
測定指標	ア 農業法人経営体数		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度			
		実績値		30,707 法人	31,600 法人	32,200 法人	33,000 法人					
	達成度合い		(B:78.0%)	(B:73.6%)	(B:69.3%)	(B:66.0%)	(:)					
年度ごとの目標値		14,600 法人	39,380 法人	42,920 法人	46,460 法人	50,000 法人	-	50,000 法人	B	S↑－直		
把握の方法		出典:「農林業センサス」・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」(※) ※令和2年度以降の実績値は、一戸一法人等を含む。										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												

目標③【達成すべき目標】		青色申告の推進									
測定指標	ア 農業経営体のうち青色申告者の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		44.0%	46.3%	49.3%	51.7%				
		達成度合い		(A: 103.5%)	(A: 100.7%)	(A: 99.6%)	(A: 97.5%)	(:)			
年度ごとの目標値			39.0%	42.5%	46.0%	49.5%	53.0%	56.5%	60.0%	A	S↑一直
把握の方法	出典:「国税庁事務年報(個人・農業所得用)」・「国税庁会社標本調査」(国税庁)、「農林業センサス」・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「農業所得者の青色申告者数」の占める割合 「農業所得者の青色申告者数」は、「国税庁事務年報」の「農業所得者の」「青色申告者数」の数値及び「農業構造動態調査」の「団体経営体数」のうち「法人経営体数」(※)に「国税庁会社標本調査」の「青白区分」の資本金階級5億円以下の単体法人の青色申告の割合をかけた数値により推計 ※令和元年度は、「農業構造動態調査」の「組織経営体数」のうち、「農産物の生産を行う法人組織経営体数」。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。 令和2年度は、「農林業センサス」の「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(2)		経営継承や新規就農、人材の育成・確保等									
目標①【達成すべき目標】		次世代の担い手への円滑な経営継承									
測定指標	ア 農業経営・就農支援センターにおける経営継承に関する相談件数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		－	901件	1,217件	1,201件				
		達成度合い		(－:－)	(－:－)	(A: 117.7%)	(A: 102.9%)	(:)			
年度ごとの目標値			901件	－	－	1,034件	1,167件	1,300件	1,300件	A	F↑一直
把握の方法	出典(算出方法):令和5年度農業経営・就農サポート推進事業「事業完了報告書」(農林水産省経営局)に添付する「経営相談カルテ」及び、「就農相談カルテ」の経営継承に係る相談件数 作成時期:各年度末時点の数値を当年度の実績として集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

目標②【達成すべき目標】		農業を支える人材の育成のための農業教育の充実									
測定指標	ア 農業大学校卒業生の就農率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		－	53.5%	54.2%	53.9%				
		達成度合い		(－：－)	(－：－)	(A：99.4%)	(A：97.1%)	(：)		A	F↑一直
	年度ごとの目標値		53.5%	－	－	54.5%	55.5%	56.5%	57.5%		
把握の方法		出典：「全国農業大学校等の概要」(全国農業大学校協議会) 作成時期：各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：道府県立農業大学校卒業生総数(養成課程)のうち、「農業従事者数」、「継続研修」及び「就職者(農業にも一部従事)」を合計した人数の割合									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
備考											
目標③【達成すべき目標】		青年層の新規就農と定着促進									
測定指標	ア 40代以下の農業従事者数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度		
		実績値		22.7万人	22.6万人	21.9万人	21.5万人				
		達成度合い		(B:60.9%)	(B:59.2%)	(B:56.0%)	(B:53.8%)	(：)		B	S↑一直
	年度ごとの目標値		31.1万人	37.3万人	38.2万人	39.1万人	40.0万人	－	40.0万人		
把握の方法		出典：「農林業センサス」、「農業構造動態調査」(組替集計)(農林水産省統計部) 作成時期：各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：令和3年度以降は、「農業構造動態調査」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値 平成25年度及び令和2年度は、「農林業センサス」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値(※) ※平成25年度は、「2010年農林業センサス」の数値をベースに、機械的な方法((i)前年の49歳以下の農業従事者の数から、(ii)当年に50歳になる者の数を差し引いた後、(iii)当年の49歳以下の新規就農者の数を加える(農業に従事しなくなった者の数は考慮していない))により計算した数値。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
備考											

目標④【達成すべき目標】 女性が能力を発揮できる環境整備											
測定指標	ア 認定農業者に占める女性の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	8年度		
		実績値		5.0%	5.1%	5.2%	5.3%				
		達成度合い		(A: 102.0%)	(A: 102.0%)	(A: 102.0%)	(A: 102.0%)	(:)			
	年度ごとの目標値		4.8%	4.9%	5.0%	5.1%	5.2%	5.3%	5.5%	A	S↑一直
把握の方法	出典:「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営改善計画認定数」のうち、女性の単独申請数及び夫婦による共同申請数の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	イ 農業委員に占める女性の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		12.3%	12.4%	12.6%	14.0%				
		達成度合い		(B:72.4%)	(B:63.3%)	(B:56.8%)	(B:56.5%)	(:)		B	S↑一直
	年度ごとの目標値		11.8%	17.0%	19.6%	22.2%	24.8%	27.4%	30.0%		
把握の方法	出典:「農業委員への女性の参画状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度10月1日時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:農業委員の人数のうち、女性の人数の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	ウ 農業協同組合の役員に占める女性の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	8年度		
		実績値		8.4%	9.0%	9.3%	9.6%				
		達成度合い		(A: 93.3%)	(A: 90.0%)	(B: 84.5%)	(B: 80.0%)	(:)		B	S↑一直
	年度ごとの目標値		8.0%	9.0%	10.0%	11.0%	12.0%	13.0%	15.0%		
把握の方法	出典:「総合農協統計表」(農林水産省経営局) 作成時期:各農業協同組合の事業年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:農業協同組合の役員数のうち、女性の人数の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(3)		次世代型の農業支援サービスの定着									
目標①【達成すべき目標】		次世代型の農業支援サービスの定着									
測定指標	ア 2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用できている担い手の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	4年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		－	－	－	64.0%				
		達成度合い		(－：－)	(－：－)	(－：－)	(A: 96.4%)	(：)			
	年度ごとの目標値		59.6%	－	－	－	66.4%	73.2%	80%		
把握の方法		出典:「令和5年度農業支援サービスの利用に関する意識・意向調査」(農林水産省統計部) ※農業支援サービスとは、不特定の農業者等に対して対価を得てサービスを提供することをいい、ドローン散布等の作業受託やデータ分析、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等をいう。 作成時期:調査結果は調査年度の12月末頃に公表予定、成果目標(KPI)の進捗状況は毎年の食料・農業・農村白書にて公表予定 算出方法:農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											

施策(4)		多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進									
目標①【達成すべき目標】		誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進									
測定指標	ア 家族経営協定の締結数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	8年度		
		実績値		－	－	59,515 件	60,020 件				
		達成度合い		(－：－)	(－：－)	(A: 95.2%)	(A: 93.2%)	(：)			
	年度ごとの目標値		58,799 件	－	－	62,520 件	64,390 件	66,260 件	70,000 件		
把握の方法		出典:「家族経営協定に関する実態調査」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:家族経営協定締結農家数									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											

施策(5)		収入保険制度等の着実な推進									
目標①【達成すべき目標】		収入保険の普及促進・利用拡大									
測定指標	ア 収入保険の加入経営体数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		5.9万 経営体	7.9万 経営体	9.1万 経営体	9.9万 経営体				
		達成度合い		(A: 107.3%)	(A: 111.3%)	(A: 91.0%)	(A: 102.1%)	(:)		A	F↑一直
	年度ごとの目標値		2.3万 経営体	5.5万 経営体	7.1万 経営体	10万 経営体	9.7万 経営体	10万 経営体	10万 経営体		
把握の方法		出典:農林水産省経営局調べ 作成時期:各年の1月から12月までに保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を前年度の実績として集計(※) ※令和5年度の実績値9.9万経営体は令和6年10月までに加入申込みのあった経営体数であり、今後、令和6年11月から12月までの加入実績を加え、最終的に令和7年2月頃に確定。 算出方法:－									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											

評価結果	目標達成度の 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		【判断根拠】 測定指標数12個のうち、Aが8個、Bが4個(うち、前年度の実績値を下回った指標1個)となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての 要因分析 (達成度が悪い 場合等) 【施策の分析】	【(2)③ア】40代以下の農業従事者数 40代以下の農業従事者数については、令和5年度実績値が21.5万人、達成度合いが53.8%で「B」となり前年度の実績値(21.9万人)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 測定指標の基準年度である平成25年から令和5年は、全産業で見ても、40代以下の全産業就業者は約3,870万人から約3,770万人と減少している。加えて農業分野では、繁忙期を有し、天候の影響を受ける等、労働環境が特殊であること等から定着率が低いという傾向がある(35～44歳の転職経験なしの男性における正規雇用者の定着率は、全産業54.8%に比べ、農林漁業は38.2%(農林水産政策研究所「農業雇用労働力の実態とその動向」))。また、農業分野における基幹的農業従事者(全年齢)は、平成25年から令和5年の10年間で約58万人、7か月以上雇用されている者である常雇いが約4万人減少している。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 青年層の新規就農と定着促進を達成するため、平成20年度から農の雇用事業による農業法人等への雇用就農に対する支援、平成24年度から青年就農給付金による就農準備段階又は経営開始直後の青年就農者に対する資金支援に加え、農業大学校等の農業教育の充実に対する支援、無利子融資の就農支援資金等を実施した。令和4年からは新規就農施策を見直し、新規就農育成総合対策として、従前の資金面の支援に加え、新たに経営発展のための機械・施設等の導入を、親元就農も含めた青年就農者に支援するとともに、地域におけるサポート体制の充実についても支援を開始したところ。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 40代以下の農業従事者について、特に常雇いが平成27年～令和5年で約4割減少しているところであるが、これは常雇いを雇い入れている経営体が高齢化等により減少(H27:約5.4万経営体→R5:約3.6万経営体)していることから、そこで雇われている者が農業に従事しなくなったこと等により減少したものと考えられる。②の新規就農施策により40代以下の新規就農者は平成25年～令和4年で約19.7万人を確保しているものの、農業従事者の減少傾向がより強かったことが、達成度合いがBとなった要因と考える。	
	次期目標等への 反映の方向性	【(2)③ア】40代以下の農業従事者数 青年層の新規就農と定着促進を測定する指標については、今後策定される次期基本計画と併せ検討を行う。また、事業内容については、令和5年度補正予算から労働環境の改善に関する施策を措置しており、従来から実施している新規就農者育成総合対策等と併せ、引き続き将来の担い手の確保に向けた取組を推進する。	

学識経験を有する者の 知見の活用	【(1)②ア】農業法人経営体数 ・農業法人経営体数の実績が足踏み状態となっている。目標値が5万法人と高すぎるのかもしれないが、要因は何か。(室屋委員) →現場の経営判断によるもの。現場の声を聞くと、地域計画の策定を契機に法人化するという声があり、法人数が増えていくのではないかと考える。
	【(2)①ア】農業経営・就農支援センターにおける経営継承に関する相談件数 ・目標としては素晴らしいが、測定指標が相談件数というところが、測定指標として適正ではないと感じる。(竹本委員) →食料・農業・農村基本法が改正され、今年度中に食料・農業・農村基本計画を策定することとなり、その作業を始めている。いただいたご意見踏まえ、適正な指標を検討してまいりたい。 【(2)③ア】40代以下の農業従事者数 ・日本全体の労働力不足を考えると、長期的に見て雇用就農で若手の雇用確保をしていくのは難しいところがでてくるのではないかと。雇用就農を定着させるため、雇用者側のマネジメントを変えていかなければならない。どのように考えているか。(室屋委員) →雇用する側の労働環境整備を図っていく、経営管理能力を高めていくことが大事だと思っており、食料・農業・農村基本法に記載。 【全体】 ・政策分野⑥「担い手の育成・確保等と農業経営の安定化」の測定指標が目標との差があるように感じる。(竹本委員) →食料・農業・農村基本法が改正され、今年度中に食料・農業・農村基本計画を策定することとなり、その作業を始めている。いただいたご意見踏まえ、適正な指標を検討してまいりたい。

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	-
-----------------------------------	---

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	令和7年度予算概算要求において、関連予算(政策手段(1)、(2)、(4)～(23)、(25)～(30))を引き続き要求する。
	税制	-
	その他 (法令、組織、定員等)	-

担当部局名	経営局(大臣官房) 【大臣官房政策課、経営局経営政策課/就農・女性課/保険課】	政策評価実施 時期	令和7年1月
-------	--	--------------	--------

(参考)

用語解説

注	担い手	担い手の範囲は以下のとおり。 ○認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体(個人・法人) ○認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(個人・法人) ○基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体(個人・法人) ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者 ② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者 ○集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織 ① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織 ② 集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織
---	-----	---

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。